



教県第1002-2号
令和2年2月26日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の
職務に専念する義務の特例について（通知）

下記事項について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年4月22日人事委員会規則12-2）」第2条第13号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和2年2月20日付けで承認がありました。

ついては、今後、県立学校においては、別紙により取り扱うこととしますので、参考として送付いたします。

記

＊特例事項

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（次の要件を全て満たす場合）

- 1 保健所又は医療機関等が新型コロナウイルスの検査を受検することが必要と認めた場合
- 2 自宅療養又は自宅待機する場合

担当：県立学校人事課学事担当 三澤
電話：048-830-6735

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の
職員の職務に専念する義務の免除について

令和2年2月21日決裁

1 趣 旨

新型コロナウイルスの感染が疑われる職員について、勤務をさせることは、他の職員等への二次感染を引き起こし、職場全体の職務遂行に支障をきたすおそれがある。

このため、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルスの感染が疑われる職員については、職務に専念する義務を免除することによって二次感染を防止する必要がある。

2 対象となる事由

新型コロナウイルスの感染が疑われる場合（次の要件を全て満たす場合）

- (1) 保健所又は医療機関等が新型コロナウイルスの検査を受検することが必要と認めた場合
- (2) 自宅療養又は自宅待機する場合

3 免除する期間

新型コロナウイルスの検査の受検が必要であると保健所又は医療機関等が認めた日から、当該検査に要する期間及び健康状態の観察期間

※ 健康状態の観察期間は、原則、当該検査が必要であると認められた日から連続する14日間とする（厚生労働省が示す基準のとおり）。

4 手 続

職員（校長を除く）については、総務事務システムにより校長に申請し、承認を得ること（総務事務システムの「休暇・職免等」の申請画面で「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「その他」とすること。その際、「備考」に具体的理由を入力すること。）。ただし、これにより難しい場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得ること。（校長専決）

また、校長については、教育長宛て職務専念義務免除願を2部提出し、その承認を受けること（県立学校人事課学事担当扱い）。承認を得た後、総務事務システムに入力すること。

5 実施時期

令和2年2月20日